

水俣紛争調停案

双方きょう諾否を回答

融資六千五百万円

漁民の立上がり資金

調停案内容

水俣紛争調停委員会は、十五日夜から十六日朝にかけ徹夜で第三回委員会をひらき、寺本知事、岩尾県議会議長、河津県町村会長、中村水俣市長、伊豆熊日常任顧問の五委員が協議した結果、漁業補償を一億円とする調停案を作り、十六日午前三時県漁連と新日鐵の双方に提示した。同時に委員会では患者補償を七千四百万円前後とする基本態度を決め、これを新日鐵に示した。この調停案提示により、県漁連と新日鐵は十六日それぞれ理事会と取締役会をひらき、調停案をのむかどうかを協議した。両当事者の正式回答は十七日に行なわれる予定である。

一人に九十五万円 患者補償

や間路外、紫斑丸などの罹患者に支払われた補償が基礎になり、患者七十八人（類似一人を除く）に七千四百万円、一人平均約九十五万円となった。しかし支払い方法は一時金（死亡者）と生存患者が過去に受けた損害と年金（患者が将来に向か

って受ける損害）にわけ、七千四百万円のうち千四百万円が一時金、五千万円が年金となっている。調停委員会では水俣病患者家庭互助会（会長、渡辺繁蔵氏）が水俣市役所のものであり、また互助会の代表者が正式に決まっていかなければ、調停で正式調停者と認定せず、したがって本案の調停案からは除外したが、この金額を合併側（提示する）とともに、中村水俣市長が地元へ帰って患者家庭の意向打診をはじめた。

寺本知事の話 資本金一千七億円の新日鐵の支払い能力からすれば、会社は相当きつい調停案になったと思う。立ち上がり資金六千五百万円の償還方法は両当事者

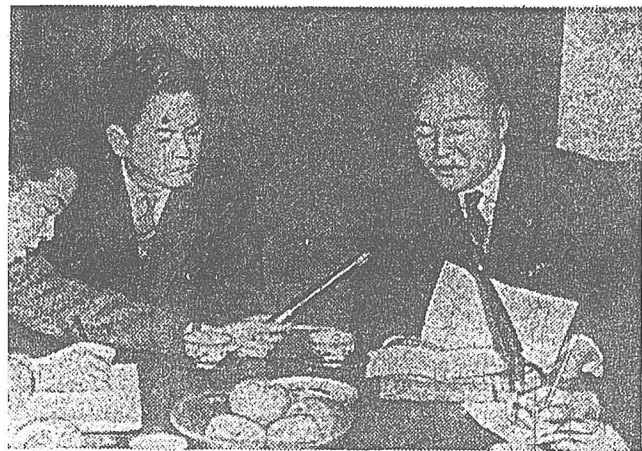
が十分話し合っていると思う。一時金千五百万円の配分は県漁連に一任する。関係者がこの案をのむことを期待している。

新日鐵水俣工場 川村麻務課長の話 はじめて聞く話で、工場としてはきついなにも正式な通知を受けておらず、また工場長も出張中で不在なのではないか。

水俣病患者互助会 渡辺繁蔵さんの話 世良博士により無機水銀が有機水銀に変わる経路がわ

かつてきた鶴い、非常に心強く思うところ、この後の自分たちのいるような場所がスミズミにゆくことを思ふではないことだ。

患者補償が調停案に振り入れられたことについては心から感謝している。わたしはが現在千日間療養込みをうけ、また熊本八代までも足を伸ばし、苦痛を訴えた印装があった。振込額の七千四百万円についてはいまいちのところ向かい。



調停案の内容を発表する寺本知事①と岩尾県会議長②（知事公舎で）

調停案の内容は、委員会のと等一よと漁業補償では、会社は、本知事から発表されたが、それに「一億水が将来に向かつて漁業に損害

を及ぼさぬよう、調停の日から二週間以内に浄化処理を完成させること。会社は不知火海岸に漁民がうけた損失の補償として、県漁連に三千五百万円を支払うこと。県漁連は千五百万円のうち一千万円を、さる十一月一日の新日鐵水俣工場入事件で工場に与えた損害補てん費として会社に支払うこと。会社は県漁連に対し、関係漁民が操業停止などによる漁業不振から立ち上がるため、所要資金として金融機関を通じて六千五百万円を融資すること。③六千五百万円の元利償還は、会社と県漁連が関係漁民の立ち上がり状況をみて別途協議のうえ決めること。④県漁連は新日鐵水俣工場廃水の質と量が悪化しない限り、過去の廃水が病気の原因であると決定しても、一切の追加補償を要求しないこと。の六項目からなっている。

また、患者補償はけい肺病患者